

平成15年8月1日

各 位

株式会社UFJホールディングス

弊社に対する行政処分について

本日、金融庁より行政処分（業務改善命令）を受けたことにつきましては、誠に遺憾であり、お客様及び関係の皆様方に大変ご心配をおかけした事につき、深くお詫び申し上げます。

今回の業務改善命令の内容等は下記のとおりでございますが、かかる処分を受け、グループの収益改善に引き続き取り組んでまいります。

記

1. 処分の内容

- (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成15年8月29日までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

2. 根拠となる法令の条項

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項及び銀行法第52条の3第1項

3. 処分の理由

経営健全化計画に係る平成15年3月期の収益目標と実績との乖離が相当程度にとどまらず大幅なものであり、かつ積極的な不良債権処理を考慮してもなお大幅に乖離しているなど、早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められること。

4. 今後の取り組みについて

今回の行政処分を踏まえ、抜本的な収益改善のための方策について、UFJ銀行並びにUFJ信託銀行と共に具体的な改善計画の策定等の検討を進めてまいります。

以 上